

令和4年2月2日

総務大臣
金子 恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川 濱 昇

答 申 書

令和3年12月3日付け諮問第3147号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、諮問された省令案に必要な応じて法令上の修正を加えた上で、改正することが適当と認められる。
- 2 なお、意見募集による提出意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置を講じることが適当である。（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）
 - (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対する第一種公衆電話の削減計画の報告等の求め（考え方2、3及び4）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対し、今回の省令改正案に応じた第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びにそれぞれの取組についての適切な周知広報の実施を求めること。

また、削減計画の作成にあたっては、各地域の実情に配慮することを求めること。
 - (2) 制度見直しに関する周知広報（考え方2）

今回の省令改正案による制度変更及び変更後の制度の概要について、国民に対し周知広報を行うこと。

以上

電気通信事業法施行規則の一部改正に対する意見及びそれらに対する考え方

意見募集期間: 令和3年12月4日(土)～令和4年1月7日(金)
案件番号: 145209849(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集)

意見提出者一覧

意見提出者 9件(法人:3件、個人:6件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	個人F
7	KDDI株式会社
8	楽天モバイル株式会社
9	ソフトバンク株式会社

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>●本省令案に賛同。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 「東日本大震災以降、累次の台風・大雨等、頻発する自然災害による被害は増加しており（中略）災害時における公衆電話の役割が見直されてきている」（2021年7月7日 社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申）との記載もある通り、現状において公衆電話に期待される役割はその他の通信手段によって完全に代替できるものではなく、主に以下の観点から、事前設置型災害時用公衆電話を新たに基礎的電気通信役務として位置付けるとともに、設置基準を見直した上で第一種公衆電話を引き続き基礎的電気通信役務として維持する本省令案に賛同致します。</p> <p>① 災害時等緊急時における事前設置型災害時用含む公衆電話の有用性</p> <p>② 公衆電話特有の技術特性、機能（災害時の優先接続や局給電機能、事前契約が不要等）</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2</p> <p>● 第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、国民・利用者の利便性の低下が生じることから、国民・利用者に対して、NTT東・西による積極的な周知・広報が行われることが必要。</p>	<p>考え方 2</p>	
<p>○ 第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、国民・利用者の利便性の低下が生じることから、国民・利用者の理解醸成・予見可能性を確保するため、総務省は、NTT東・西に対して、以下の取組の実施を求め、国民・利用者に対して、NTT東・西による積極的な周知・広報が行われることが必要だと考えます。</p>	<p>○ 第一種公衆電話の効率化については、今後、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）において適切に実施されることが求められるものであり、NTT東西による第一種公衆電話の削減の計画及び取組</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>1. 新施行規則の設置基準に基づき、引き続き、設置・維持する予定の第一種公衆電話の設置場所の公表</p> <p>2. 将来的に撤去予定である第一種公衆電話（新施行規則の設置基準に該当しない旧第一種公衆電話）の設置場所、及び撤去予定時期の公表</p> <p>3. 第一種公衆電話の年度別の撤去予定台数等、撤去に係る計画及び計画の進捗状況の公表</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ なお、「公衆電話サービス全体を維持するための費用については、できる限り抑制を図るとともに、その中で、実際の利用ニーズに応じた費用配分となるようにすることが適当であり、第一種公衆電話の設置基準について、効率化の観点から、改めて見直すことが適当である」（2021年7月7日 社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申）とあることから、公衆電話サービス全体の維持費用の効率化を確実にを行うためにも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿による第一種公衆電話の減設計画の公表等が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>については、国民・利用者に対して必要な情報が提供されることが必要と考えます。</p> <p>このため、総務省からNTT東西に対し、第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表並びに両社の取組についての適切な周知広報の実施を求めることが適当と考えます。</p> <p>併せて、総務省においても、今般の改正による制度変更及び変更後の制度の概要について周知広報を行うことが適当であると考えます。</p>	
<p>意見3</p> <p>● 第一種公衆電話の効率化にあたっては、単なる撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も踏まえ、その位置づけの見直し等による利用者利便低下の抑制も考慮のうえ、検討すべき。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年7月情報通信審議会答申）において、「第一種公衆電話の効率的な設置を促す観点から、メッシュ基準を緩和し、必要設置台数の基準を緩和する場合、NTT東西において、それに伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減するた</p>	<p>○ NTT東西においては、御意見にあるような点も踏まえて、第一種公衆電話の効率化を進めることが適当と考えます。また、各地域の実情にも配慮することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>めの工夫を講じることが求められる」(P23)、「第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びN T T東西において、具体的な設置の考え方について整理すべき」(P23)と報告され、これを受けた本改正により公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容が精緻化されるところ、第一種公衆電話の効率化にあたっては、単なる撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も踏まえ、その位置づけの見直し等による利用者利便低下の抑制も考慮のうえ、検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 総務省においては、N T T東西に対し、第一種公衆電話の削減計画の報告及び公表等を求め、両社の実施状況を注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 4</p> <p>●第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべきとあるが、必要とされる場所または基準を明示してほしい。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ 第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。とあるが、漠然としていてよくわからない。必要とされる場所または基準をもっと具体的に明示してほしい。</p> <p>○ 駅前や病院など一カ所に複数台設置のところは「必要とされる場所」だからですか。使われているのをほとんど見たことがないのに何台もついているのはおかしい。同一場所には2台までとか上限をつけるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 諮問された省令改正案（以下「改正案」という。）においては、「公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所」と、設置すべき場所について一定の基準が示されています。</p> <p>○ 他方で、実際の具体的な設置場所については、これを法令で一律に定めてしまうと各地域の実情にそぐわない硬直的な制度となってしまうおそれがあることから、一定の基準を示した上で、各地域の実情を踏まえて柔軟に対応することができることとする改正案は適当と考</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
	<p>えます。</p> <p>○ NTT東西においては、御指摘の複数台設置されている箇所における使用頻度も含め、各地域の実情に配慮した上で、第一種公衆電話の効率化を図ることが適当と考えます。</p>	
<p>意見5</p> <p>● 常設の公衆電話は非常時以外にあまり使われないため、現状を変える工夫を行うことで、公衆電話を減らさないでほしい。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 避難施設には100名当たり1回線の「固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務」が義務付けられるのは、いいですが、通常の公衆電話設置数が減ることとなる今回の改正は疑問です。</p> <p>非常時くらいにしか使われない現状を変える工夫(通常時の利用を促進する策)をして、公衆電話を減らさないようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>○ 令和2年度に総務省が行ったアンケート調査において、携帯電話があったため公衆電話を使う必要がなかったとの回答が75%であったように、携帯電話の普及により常設の公衆電話の利用が大きく減少している状況である一方で、災害時用公衆電話のニーズは高まっていると承知しています。こうした状況を踏まえ、公衆電話サービス全体を維持するための費用が実際の利用ニーズに応じた費用配分となるよう、第一種公衆電話の効率的な設置に向けて基準を緩和する改正案は適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見6</p> <p>● 新たに基礎的電気通信役務と位置付けられる事前設置型災害時用公衆電話の費用負担の在り方について検討すべき。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月情報通信審議会答申)において、「災害時用公衆電話に係る補填の考え方については、交付金の負担が最終的には国民・利用者に転嫁されること、現在の</p>	<p>○ 事前設置型災害時用公衆電話を含む公衆電話の費用負担の在り方については、情報通信審議会で検討されていると承知しています。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>災害時用公衆電話に係るアクセス回線費用が接続料に転嫁されていること等を踏まえ（中略）具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある」（P20）と示されたこと、及び国民・利用者や接続電気通信事業者等における負担を抑制する観点から、現在転嫁されている接続料も含め、費用負担の在り方を引き続き検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p> <p>○ また、新たに基礎的電気通信役務と位置付けられる事前設置型災害時用公衆電話の費用負担の在り方については、今後適用されるであろうIP-LRICモデル等も踏まえて公開の場での議論・検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 7</p> <p>● 省令案の附則第 4 項で「と読み替えるものとする」としているが、準用ではなくて読替適用なのだから単に「とする」とすべきではないか。</p>	考え方 7	
<p>○ 省令案の附則第 4 項で「と読み替えるものとする」としているが、準用ではなくて読替適用なのだから単に「とする」とすべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 D】</p>	○ 総務省において、法令上の修正の必要性の有無について検討することが適当と考えます。	総務省において検討
<p>意見 8</p> <p>● デジタル庁と連携してサービス向上につながる法整備に努めていただきたい。</p>	考え方 8	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ デジタル庁と連携してサービス向上につながる法整備に努めていただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ 本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第14条等に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>意見9</p> <p>● 公衆電話ボックスを設置している土地の費用が有料であり、第一種公衆電話は、公共性があり本当に必要なところに設置しているのであれば無料にすべき。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 公衆電話ボックスを設置している土地の費用は有料?無料? 有料だとしたら、第一種は、公共性があり本当に必要なところに設置しているというのであれば無料にすべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る施行規則第14条等に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>意見10</p> <p>● ユニバーサルサービス料は二重課税と同じである。</p> <p>● 自治体ばかりに負担を押し付けず、衛星通話など活用促進し公衆電話の多くは廃止したほうが良い。ダイヤルアップ回線の用途でも使えないため、本当の非常時ほどインターネット回線によるIP電話など活用したほうが混み合わず柔軟に対応出来る。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ このユニバーサル料ですが、リレーサービス同様に時代にそぐわない二重課税と同じです。</p> <p>纏めて「公共情報通信管理維持料」等と一元化し徴収したほうが良いです。</p> <p>NTTグループが支配していますが、明らかに競合他社が出ないように法を</p>	<p>○ 本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る施行規則第14条等に関するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。なお、ユニバーサルサービス制度の負担金は電気通信事業者が負</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>使い逃れていることが今回の資料で把握できます。</p> <p>自治体ばかりに負担を押し付けず、KDDIグループの有する衛星通話など活用促進し公衆電話の多くは廃止したほうが良いと思われます。</p> <p>ダイヤルアップ回線の用途でも使えないため、本当の非常時ほどインターネット回線によるIP電話など活用したほうが混み合わず柔軟に対応出来ます。</p> <p>あくまでも公衆電話に執着するのであれば、市役所など維持管理すらも行き届く行政施設に限るなど時代に合わせた運用をしていかなければなりません。</p> <p>公衆電話ボックスが無くなるだけで、少しだけ土地の有効活用が出来る他。</p> <p>設置場所から由来した混雑や人間不和になる要因も取り除ける利点があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>担するものであり、自治体が負担しているものではありません。</p> <p>○ 本案は、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年7月7日情報通信審議会答申）において示された、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけ交付金による補填を行うことで安定的な提供を確保すること、及び、戸外に置ける最低限の通信手段としての役割がある第一種公衆電話について設置基準を緩和することで効率化を図り、災害時用公衆電話と併せて総額としての負担を増やさないことを実現するための制度改正案と承知しています。改正案では、第一種公衆電話の設置基準の緩和と併せて設置すべき場所についての一定の基準も示されており、その目的の実現のために適当と考えます。</p>	
<p>意見11</p> <p>●電柱所有者と土地使用契約を締結している当該土地所有者の不安が高まっているため、以下の二点を要望する。</p> <p>① ユニバーサルサービスを理由に、土地使用料を現行のまま据え置くべき、との考え方であれば、土地使用契約期間を10年未満に短縮・有期限化</p> <p>② 伝送路設備地中化のスピード・アップ</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 災害時用公衆電話が「ユニバーサルサービス」として位置づけられ、その提供が安定的に確保されるためには、交付金による補填という収支面の</p>	<p>○ 本案における意見募集の対象は、基礎的電気通信役務の範囲に係る施行規則第14条等に関</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>手当と共に、この役務の提供場所である「指定避難所」ならびに「その他避難所」に至る伝送路設備の物理的健全性が災害発生下に安定的に確保される必要があります。</p> <p>この伝送路設備のいわゆるラストワンマイルは、大都市のオフィス街または高層集合住宅が密集する街区を除けば、電柱と光ファイバーにより構築される架空伝送路であり、我国の津々浦々にまで広がる一般的な伝送路設備の現状です。</p> <p>この現状において、市道に電柱設置を認めない自治体では、民地に電柱が設置されておりこれらが地震・突風等の自然災害・異常気象により、倒壊する事例が各地から報告され、近年それらが増加傾向にあることから、電柱設置住民(*)の不安が高まっています。</p> <p>* 電柱所有者と土地使用契約を締結している当該土地所有者以上のことを踏まえ、下記2点の意見・要望を提出いたします。</p> <p>記</p> <p>1. 電気通信事業法 第128条 3項 関係</p> <p>(1) ユニバーサルサービスを理由に、土地使用料を現行のまま据え置くべき、との考え方であれば、ラストワンマイルを担う地域住民のリスク</p> <p>(**) 負担の公平性の観点から、その土地使用契約期間を10年未満に短縮・有期限化すべきこと。</p> <p>* * ・ 50年間または無期限に、自らの所有地を自由に活用できないリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に電柱が倒壊し、家屋損傷等の被害を受けるリスク ・ 不審者の、電柱利用によるプライバシー侵害等 悪害を受けるリスク 	<p>するものであり、いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>(2) 上記(1)の代替案として、</p> <p>ア. 実勢地価を反映した土地使用料とすべきこと。</p> <p>イ. あわせて、電柱および支線そのものの設置面または設置点の実質的に利用不可能となる土地面積および光ファイバー等当該伝送路設備が占有する、当該地上空ならびに地下（電柱埋設部および支線アンカー部）の面積（体積）を評価反映した使用料とすべきこと。</p> <p>2. 伝送路設備地中化のスピード・アップ</p> <p>国土交通省は、東日本大震災、阪神・淡路大震災時のライフライン（通信、電力）への被害状況について「地中線の信頼性が確認されている」（***）との総括をホームページ上に公表していることを踏まえ、</p> <p>*** https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_06.htm </p> <p>従来工法に拠らない「浅層埋設」「(市道に併設されている)U字溝の活用」等の低コスト工法に拠る伝送路設備地中化のスピード・アップを図り、いづどこで起きてもおかしくない、と日々言われ続けている自然災害等の諸災害に、後手に回る事なく対処する姿勢を電気通信事業法の付帯事項等で定めていただきたいこと。</p> <p style="text-align: right;">以上 【個人F】</p>		